平成２８年（フ）第５８号
福岡県豊前市大字吉木1161番地６
債務者　吉田　美和
１　決定年月日時　平成28年６月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第２０５２号
大阪府東大阪市衣摺１丁目10番８号　ＹＯＵハイム衣摺　306号、前住所和歌山市六十谷420番地１　シェトワ藤井205号
債務者　山本　　忠
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５３号
大阪府寝屋川市高柳５丁目17番26号(101号)、前住所大阪府枚方市出口３丁目２番25―902号
債務者　岡本　　修
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６２号
大阪市平野区長吉長原１丁目６番39号　プレアール長吉長原307、前住所大阪府松原市新堂２丁目331番地の２（107号）
債務者　前川　翔太
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１５１号
大阪府寝屋川市日之出町25番15号
債務者　矢野　真人
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１９７号
大阪府東大阪市池之端町２番30号　グランメゾン　412号
債務者　ＹＡＭＡＵＣＨＩ通信設備工業こと山内　義晃
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２２０号
大阪府東大阪市足代北１丁目５番21号　若葉マンション406号
債務者　福井　正男
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７０号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の624
債務者　岡村　君子
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２５号
大阪市平野区加美東１丁目３番30―501号
債務者　吉井久美江
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５２４号
大阪市東淀川区菅原３丁目14番30号　山口マンション401号
債務者　山本　理一
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２５９３号
大阪府高槻市東五百住町３丁目５番３号　松原マンション103号
債務者　毛利シェリルこと　ＭＯＨＲＩ　ＳＨＥＲＹＬ　ＤＡＧＡＳＡＯ
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６４９号
大阪府豊中市二葉町１丁目13番19号
債務者　福田加代子
１　決定年月日時　平成28年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３号
三重県伊勢市神社港432番地　メゾンマコト２Ｃ号室
債務者　加藤　真吾
１　決定年月日時　平成28年６月29日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
相模原市中央区千代田６丁目８番19号　サンクリード相模107号室
債務者　金子　亜子
１　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２０２号
相模原市緑区下九沢1743番地12　富士ハイム105
債務者　矢内　　稔
１　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２０３号
相模原市中央区田名6191番地４
債務者　田島　正信
１　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２０４号
相模原市南区南台５丁目２番７―102号
債務者　阿部　裕二
１　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部